



従業員を雇っている会員様へ労働保険のお知らせ



労働保険は、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。この「労働者」とは、パート、アルバイトも含みます。

労働保険とは…

労働保険とは、労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)と雇用保険を まとめた総称であり、業務上災害と通勤途上災害による傷病等に対する補償(労災保 険)、失業した場合の給付(雇用保険)等を行う制度です。

労災保険とは…

労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行うものです。また、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは…

事業主の方には、従業員の採用、失業の予防等の措置に対し、一定の要件を満たすと各種的成金等が支給されます。また、従業員の方が失業された場合、失業給付金等が支払われます。

労働保険に加入するには

労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)、労働保険事務組合から加入すること ができます。

労働保険事務組合を利用する利点

- ①労働保険の様々な手続きをサポート。
- ②労働保険事務組合から加入すると保険料が3回にわけて支払えます。
- ③個人事業主でも労災保険(特別加入)に加入することができます。

当会は労働保険事務組合となっておりますので当会からご加入できます。

当会の労働保険委託手数料は月会費 1.500円となります。

詳しくは事務局にお問い合わせ下さい TEL044-862-8685